

第 1 回いわき市下水道事業等経営審議会議事録

- 日 時 平成 28 年 10 月 12 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
 - 場 所 市役所議会棟 2 階 理事者控室
 - 出席者 1 清水市長（委嘱状交付後退席）
2 委員
（出席：13 名）
飯田教郎、蝦名敬一、上遠野和村、神藤敏夫、佐藤弓子、澤田知行、菅野すみえ、
高荒智子、永山肇一、箱崎優子、橋本孝一、宮西宏幸、和田佳代子
※五十音順・敬称略
 - 3 事務局
小野生活環境部長、鈴木生活環境部次長、斎藤生活排水対策室長、
松島経営企画課長、草野下水道事業課長、山口北部下水道管理事務所長、
佐藤南部下水道管理事務所長、佐野経営企画課長補佐、鈴木経営企画係長、
酒井主査、鈴木主査
 - 会議次第 1 開会
2 委嘱状交付
3 市長挨拶
4 委員紹介
5 審議会会長及び副会長の選出
6 職員紹介
7 議事
（1）議事録署名人の選出
（2）会議開催形式等について
① 会議の公開・非公開について
② 議事録について
③ 資料等の公表について
 - 8 説明
（1）下水道事業等経営審議会について
（2）「下水道事業等の概要」について
 - 9 その他
 - 10 閉会
- 【配布資料】
- ・いわき市下水道事業等経営審議会条例
 - ・第 1 回いわき市下水道事業等経営審議会資料「下水道事業等の概要について」
 - ・平成 28 年度版いわき市の下水道（参考資料）
- ※ 傍聴者なし

1 開会

2 委嘱状交付

清水市長から委員に委嘱状が交付された。

3 市長挨拶

4 委員紹介

5 審議会会長及び副会長の選出

いわき市下水道事業等経営審議会条例第5条第1項の規定により、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選出することとなっている。委員から事務局に一任されたため、会長に「橋本孝一委員」、副会長に「上遠野和村委員」を提案し、満場一致で承認された。

6 職員紹介

7 議事

(1) 議事録署名人の選出

今回の議事録署名人は、会長の指名により、飯田教郎委員と蝦名敬一委員に決定した。

(2) 会議開催形式等について

① 会議の公開・非公開について

会議は原則公開とすることとした。

ただし、審議事項に非公開とすべき案件が含まれている場合は、必要に応じ会議の冒頭でその都度決定していくこととした。

② 議事録について

審議会の議事録の作成方法は、委員個人名と発言内容の全てを載せる「全文記録方式」（詳細版）と、自由な論議を促す等の目的で、発言者を単に「委員」とし、発言内容も要約する「要点記録方式」（要約版）がある。

第1回審議会の議事録を両方の方式で作成し、第2回審議会と比較検討し、いずれによるかを決定することとした。

③ 資料等の公表について

審議会の状況は市公式ホームページに掲載することとした。

併せて会議資料や委員名簿も掲載することとした。

8 説明

(1) 下水道事業等経営審議会について

事務局から、資料「いわき市下水道事業等経営審議会条例」に基づき、同審議会の概要について説明した。

(2) 「下水道事業等の概要」について

事務局から、資料「第1回いわき市下水道事業等経営審議会資料（下水道事業等の概要について）」に基づき、下水道事業等の概要について説明した。

[質疑等]

(委員)

農業集落排水施設は、遠野地区の整備後、新たな整備は行わないという方向性となっているが、全6地区をもって、今後の施設整備は行わないという考え方で進むということなのか確認したい。

(事務局)

市総合生活排水対策方針を定める際、農業集落排水施設の整備の方向性としては、中山間地域においては人口減少などの課題から、将来の大きな負担が生じるおそれがあるため、当時整備していた遠野地区までの整備とし、今後は、それを維持管理していくこととしている。また、それ以外の区域については、合併処理浄化槽の普及を促進する方向で進めていくこととしている。

したがって、農業集落排水施設の整備は、現在の6地区までという考えである。

(委員)

農業集落排水施設の整備は6地区までという考え方とのことであるが、河川の上流域では、生活雑排水が河川に流出している地区は他にもあることから、そのような状況に対応するためにも、農業集落排水施設の整備については、経済性だけでは計れない問題もあると考える。

(委員)

汚水処理人口普及率における浄化槽の割合が非常に高いが、市が広域で山間部が多いので、このような数値になっていると思う。そういう認識でよいか。

(事務局)

御存知のとおり、本市は広域合併したということもあり、人口が集中しているいわゆる市街地のみではなく、山間部も多いことから、他の自治体と比べ、汚水処理人口普及率における浄化槽の数値が高く表れていると考えている。

(委員)

原発事故によって本市に避難されている方の人口は、本市の汚水処理人口普及率に含まれているのか。

(事務局)

汚水処理人口普及率に含まれる人口は本市の人口のみであり、原発事故によって本市へ避難されている方の人口は含まれていない。

汚水処理人口普及率は、全国の自治体がそれぞれ公表しているが、国では全国の自治体の状況をとりまとめており、本年は9月5日に公表している。

(委員)

市総合生活排水対策方針の改定説明会に参加した人は何名ぐらいなのか。

また、異議とか問題点の指摘等はなかったのか。

(事務局)

地区説明会は7地区で実施し、全地区合計では概ね70名の参加があった。

方針改定そのものに関する意見はなかったが、合併処理浄化槽に関する質疑応答などがなされた。一例をあげると、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の相違についての質疑があり、合併処理浄化槽は家庭から排出する全ての生活雑排水を処理するが、単独処理浄化槽はトイレのみを処理するものであることを回答した。また、合併処理浄化槽の水質への質疑に対しては、国の水質基準を満たしたうえで放流しているので、問題はないことを回答するなどしたところである。

(委員)

資料15ページの農業集落排水事業の概要について、農業集落排水施設6地区の接続人口が出ているが、今後の参考として、地区別の接続割合がわかれば教えてほしい。

(事務局)

資料 15 ページの処理人口に対する接続人口の割合ということになるが、下小川地区が 95%、戸田地区が 97.3%、永井地区が 91%、三阪地区が 64.4%、渡辺地区が 94.4%、遠野地区が 40.7% となっている。

(委員)

遠野地区の接続割合はなぜ低いのか。

(事務局)

遠野地区は施設の整備を終え、供用開始をしたのが平成 27 年 4 月であり、接続が始まったばかりであることから、今後増えていくと思われる。

(委員)

企業会計における発生主義というのはどういうことか。

(委員)

お金の単純な出入りで処理するのが現金主義である。これに対し、発生主義は、契約など発生原因により処理する。

例えば、設備を購入した場合、現金主義はお金の移動だけだが、発生主義は減価償却費を計上し、購入した設備が何年使えるかによって、その設備を使っている間、年数で分割して費用処理するというような会計方法になる。

(委員)

今年から企業会計となった予算や、9 月末までの半期決算はどこかで見られるのか。

また、特別会計から企業会計に移行して、一般会計からの繰入金はどうなったのか。

(事務局)

予算については市ホームページにおいて、予算書、予算説明書を掲載している。

半期の決算については実施していないが、市の財政公表として、例年 5 月と 11 月に上半期及び下半期の収支状況を市ホームページで公開している。

一般会計からの繰入金は、企業会計移行による大きな増減はない。

(委員)

平成 32 年度までに汚水処理人口普及率の概ね 100%を目指すとするが、現在、未整備が約 15% であり、今後、どのくらいまで解消される見込みなのか。

(事務局)

汚水処理人口普及率は毎年 2～3% 増くらいで推移しているので、その推移から見て、平成 28 年度も含めた今後 5 年間で、汚水処理人口普及率は 94%、95% くらいと想定している。

(委員)

企業会計への移行により、事業の透明性が高くなり、経営状況が見えてくると、今後、使用料改定にも手を付けなくてはならない場合もあると思う。

早めに現況をオープンにするなどして、市民の理解を得るようにしたほうがよい。

また、その際には、20 年先、30 年先を見据えた観点で取り組んでいただきたい。

(委員)

いわき市の下水道使用料に対する福島市と郡山市の金額がわかれば教えていただきたい。

また、中核市の平均についても、もしデータがあれば教えてほしい。

(事務局)

平成 26 年 4 月に下水道使用料を改定した当時に確認した金額となるが、消費税込みの金額で、1 か月の使用水量が 20 m³の場合、いわき市が約 2,900 円、郡山市が約 3,000 円、福島市が約 2,800 円、会津若松市が 2,800 円である。

使用水量が 30 m³の場合、いわき市が約 4,700 円、郡山市が約 5,000 円、福島市が約 4,800 円、会津若松市が約 4,500 円である。

使用水量が 50 m³の場合、いわき市が約 8,300 円、郡山市が約 9,000 円、福島市が約 9,600 円、会津若松市が約 9,200 円である。

(委員)

下水道使用料の金額を一概に金額だけで比較するのではなく、下水道の総延長によっては、効率や今後のメンテナンスなどにも関わるので、それらも付随して示せば理解を得やすいのではないかと思う。

9 その他

第 2 回の審議会は公共下水道施設の視察とし、日程は 11 月 21 日（月）、時間は午後 1 時 30 分から午後 4 時まで、場所は中部浄化センターとする。

10 閉会